

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和8年4月20日（月）午前9時20分 議会委員会室

### 出席委員（6名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）今 城 雅 子

岩 崎 康 朗 国 頭 靖 塚 田 佳 充 中 田 利 幸

### 欠席委員（2名）

奥 岩 浩 基 錦 織 陽 子

### 議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

### 説明のため出席した者

【総務部】長谷川部長

[秘書広報課] 幸本課長

[財政課] 中本次長兼課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村主計員

### 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本庶務担当局長補佐 松田調整官

### 傍聴者

大下議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 西野議員 又野議員 森谷議員

矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者4人 一般0人

### 協議事件

- 1 4月臨時会の開催について
- 2 4月臨時会の提出議案について
- 3 4月臨時会の日程について
- 4 今後の議会運営委員会の開催について

~~~~~

### 午前9時19分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

奥岩委員並びに錦織委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

次に、報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

早速ではございますが、協議事件1、4月臨時会の開催についてを議題といたします。

4月臨時会につきましては、米子市議会の議員が長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の特例に関する条例についての議案を案件として、4月27日に開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、当委員会の議決を得ましたので、この後、地方自治法第101条第2項の規定により、米子市議会臨時会招集請求書を市長宛てに提出させていただきたいと思っております。

次に、協議事件2、4月臨時会の提出議案について事務局の説明を求めます。

坂本庶務担当局長補佐。

**○坂本庶務担当局長補佐** それでは、市議会4月臨時会に提出を予定しております議案について御説明を申し上げます。資料1を御覧ください。

臨時会に上程いたします議案は、米子市議会の議員が長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についてでございます。資料2に条例案を付けておりますが、現在急ぎで文言等の整理をしておりますので、本日は調整中のものということで表示をさせていただいております。修正が入ることになりますが、内容は変わりません。明日21日の議案送付までには整う予定でございますので、御承知いただきませうようお願いいたします。

それでは、資料1に沿って御説明いたします。

まず、制定理由につきましては、議員の報酬及び期末手当につきまして、現在、米子市特別職の職員の給与に関する条例の定めにより支給されておりますが、議員が病気等で市議会の会議等長期欠席した場合や刑事事件に係る逮捕・勾留された場合等の取扱いについて、特段の定めがないためこのたび整備しようとするものです。

次に、内容としましては、次に掲げる3つの場合におきまして、議員報酬及び期末手当の減額、支給停止、不支給について定めることとします。

まず、1のところですが、長期欠席に伴う支給制限につきまして、以下の米印の記載の理由、公務災害などの理由を除いて、病気療養などの理由により90日を超えて議会の会議等に出席できなくなった場合、表に定める減額割合により議員報酬を減額することとし、期末手当につきましても同表により減額するというものです。

次に、2の逮捕、起訴、勾留等の処分を受けた場合の報酬の支給停止につきましては、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、起訴、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間の議員報酬の支給を停止することといたします。その際に停止する議員報酬額は日割りにより計算いたします。期末手当につきましても支給を停止いたします。ただし、不起訴及び無罪が確定したときは、支給停止となっていた議員報酬及び期末手当は当該議員に支給し、有罪判決が確定したときは、これを支給しないこととします。

次に、3の地方自治法の一定期間の出席停止の懲罰を受けた場合の報酬等の不支給についてですが、地方自治法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたときは、当該出席停止期間の日数に応じて、議員報酬及び期末手当を支給しないこととします。支給しない額は日数に応じて日割りにより計算いたします。

それから、資料には記載しておりませんが、条例施行日につきましては、公布日から施行することにしております。4月27日に議決を得ましたら、早急に公布手続に入りますので、28日には公布・施行となるよう調整しております。説明は以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、御意見はないようですので、こちらの内容で特段御異議がないようでしたら、このとおりにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

また、これを4月臨時会の提出議案とさせていただきます。

次に、協議事件3、4月臨時会の日程について事務局の説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 4月臨時会の日程につきまして、通告の関係についてでございます。

議案に対する質疑につきましては23日木曜日の正午まで、また討論につきまして24日金曜日の正午まででございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、協議事件4、今後の議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり、臨時会開会日の4月27日月曜日午前9時20分を予定しておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 以上で、こちらで用意した案件は終了となります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と毛利事務局長〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

**午前9時26分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸田隆次